

商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	住宅ローン利用者限定ローン
2. ご利用いただける方	<p>東海ろうきんで主債務者または連帯債務者として各種有担保住宅ローンまたは各種無担保住宅ローンをご利用中(返済中)かつ、給与振込指定いただいている方で、下記条件をすべて満たす方</p> <p>*既に住宅ローンを完済された方は対象外となります。</p> <p>(1) お申込み時年齢が満 18 歳以上、最終返済時年齢が満 76 歳未満の方 (2) 安定・継続した年収(前年税込年収)が 150 万円以上ある方 (3) (一社)日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方</p>
3. お使いみち	<p>ご本人もしくは 2 親等以内の親族のための次の範囲の資金にご利用いただけます。(他金融機関からの借換費用を含みます)</p> <p>※事業性資金・事業用車両資金・負債整理資金は除きます</p> <p>(1) 自動車関連費用 自家用の自動車・オートバイの新車・中古車購入、自転車・マリン用具・スノーモービルなどの購入費用・車検・修理・点検・免許取得費用等の関連諸費用等にご利用いただけます。</p> <p>(2) 教育関連費用 幼稚園から大学・専門学校までの入学金・受験費用・授業料、予備校・塾・通信講座費用、学用品、下宿の敷金・礼金等、本人もしくは親族(2 親等以内)の教育に関する資金等にご利用いただけます。</p> <p>(3) 福祉関連費用</p> <p>①医療・介護等に要する費用 医療費(治療費(歯科矯正含む))、入院費、介護費用、介護設備費、介護サービス費用、介護用品の購入費用、バリアフリー工事費用等、介護施設入居費用等。</p> <p>②育児に要する費用(妊娠から小学校入学前までに要する費用) 保育所、ベビーシッター等のサービス利用費用、育児に必要なベッド・タンス等の家具購入費用、マタニティ用品・子どもの衣服・玩具の購入費用、子ども部屋の増改築費用、子どもの教育関係費用等。</p> <p>③育児・介護休業取得中の生活資金 育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金。</p>
4. ご融資金額	1 万円以上 1,000 万円以内(1 万円単位)
5. ご融資期間	1 年以上 20 年以内
6. ご融資方法	ご融資金は、お借入者名義の東海ろうきん普通預金口座に入金後、原則として、支払先へお客様名でお振込させていただきます。(但し、無担保ローン Web 申込みは除く)
7. ご返済方法	<p>毎月の定例返済日に約定返済金(元金・利息)をご指定の返済用口座(東海ろうきん普通預金口座)から引き落としさせていただきます。</p> <p>また、お借入金額の 50%を上限として、年 2 回の加算返済(ボーナス時増額返済)を併用することも可能です。</p>
8. 繰上返済	毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。
9. ご融資金利	<p>【変動金利型となります】</p> <p>当金庫が定める「労金変動金利型住宅ローンプライムレート(基準金利)」の変動幅に連動して適用金利を年 2 回見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は 4 月 1 日と 10 月 1 日の見直し基準日に見直します。見直し幅(金利変動幅)は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・4 月 1 日の基準金利を直後の 6 月の返済日の翌日より、10 月 1 日の基準金利を直後の 12 月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・返済額は金利変更の都度、見直します。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。
10. 担保	不要です。
11. 保証	原則保証人は不要です。 当金庫指定の保証協会(一般社団法人日本労働者信用基金協会)をご利用いただきます。
12. 保証料	保証料は当金庫が負担いたします。

項目	内容
13. 団体信用生命保険	<p>ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 団体信用生命保険にご加入の場合は、適用金利より年0.18%高くなり、ご加入にあたっては、別途お申込み手続きが必要となります。 * 最終返済時年齢は、満71歳未満となります。 * 団体信用生命保険にご加入される時点における健康状態によっては、団体信用生命保険にご加入できない場合もございます。
14. 手数料等	<p>ローン取扱手数料 なし 収入印紙代 お客様負担 繰上返済（全額返済含む）手数料 無料</p>
15. 金利情報の入手方法	<p>当金庫ホームページをご覧ください。窓口までお問い合わせください。</p>
16. 苦情処理措置（東海ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】フリーダイヤル：0120-226616 （受付時間 平日 午前9時～午後6時）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>
17. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決をご相談になりたい場合）	<p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル：0120-177288 （受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p>
18. その他	<p>教育関連費用で、在学期間中（最長7年以内）は、ローンカードにより入学金、授業料等の必要な費用を極度額の範囲内で反復してご利用いただき、カードローン利用期間終了後は証書貸付に切り替えて元利金のご返済を行っていただく、カード型を希望される場合は、住宅ローン利用者限定ローンは利用できませんので、「教育ローン（カード型）」をご利用いただきます。</p> <p>元金据置返済をご希望される場合、住宅ローン利用者限定ローンでは利用できませんので、教育関連費用は教育ローン、福祉関連費用は福祉ローンをご利用いただきます。</p> <p>返済金額は東海ろうきんホームページ〈ローンシミュレーション〉でご試算いただけます。</p> <p>審査の結果等によっては、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承ください。</p>

(2020年10月1日現在)